

議案第 1 2 号

川崎市住民投票条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市住民投票条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 2 8 年 2 月 1 5 日提出

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市住民投票条例の一部を改正する条例

川崎市住民投票条例（平成 2 0 年川崎市条例第 2 6 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項第 2 号中「前項第 1 号の規定に該当する年齢満 1 8 年以上 2 0 年未満の者及び同項第 2 号」を「前項第 2 号」に改める。

附 則

この条例は、平成 2 8 年 6 月 1 9 日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

公職選挙法の一部改正に伴い、所要の整備を行うため、この条例を制定するものである。